

環境基本計画の構成

基本理念 「地球のみらいを太田から」

太田市民は、地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、社会活動や日常生活のあらゆる側面において積極的に環境保全に取り組み、良き太田市民として社会的責任を果たしていきます。

計画の趣旨

本計画は、地球環境・生態系など地球規模の環境問題を踏まえて、自然から健全で豊かな恵みを受け取り、健康で快適な市民生活を実現することを目的として、環境面における施策を総合的かつ体系的に取りまとめたものです。

計画の役割

本計画は、①「まちづくり基本条例」、②「環境基本条例」、③「新生太田総合計画」に掲げられている理念や目標の実現に向けて、環境施策の体系的な展開を図り、各主体（市民・事業者・行政）の社会経済活動における環境保全・環境美化への取り組み行動指針を示すものです。

理念・目標

- ①まちづくり基本条例 前文より「人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくる」
- ②環境基本条例 「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、地球環境の保全に貢献する」
- ③新生太田総合計画「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」

計画の期間

本計画は、平成 19 年度（2007 年）から平成 28 年度（2016 年）までの 10 年間とします。しかし、社会を取り巻く環境の変化などに対応するため、おおむね 5 年程度を目途に必要な見直しを行います。

太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として

本計画を太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としても位置づけ、その目標値と期間を以下に設定する。なお社会を取り巻く環境の変化などにより、必要に応じて目標値を見直すこととする。

中期目標は環境基本計画で設定した目標の延長として定める。

長期目標は、2008 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050 年の長期目標として、現状から温室効果ガス排出量を 60～80%削減することが目標とされました。その後、2010 年（平成 22 年）3 月に「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され（事実上棚上げ）、温室効果ガス排出量削減に関する国の長期的な目標（2050 年までに 80%削減）が示され、これに準じて定める。

中期目標	2020 年	CO ₂ 削減目標	15%（平成 16 年度比）
長期目標	2050 年	CO ₂ 削減目標	60%（平成 16 年度比）

環境基本計画の構成

環境みらい像

地球環境の保全

～地球温暖化を防止し、省エネを図るまち～

循環型社会の構築

～ごみの減量とリサイクルを進めるまち～

みどりの保全と創造

～自然と人が共生するまち～

環境教育・学習の推進

～環境の大切さを学ぶまち～

成果の検証と改善

～着実に成果をあげているまち～